

募集要項に定める返礼品品目数の調整の考え方について

募集要項 3 頁

4 提案受付

(1) 返礼品品目数の調整等

ア 1 事業者あたりの応募品目数に制限はありませんが、最終的に登録する返礼品の数は、参加事業者の状況や提案内容を踏まえて制限を行う場合があります。

募集要項において、上記のとおり、参加事業者の状況や提案内容を踏まえて登録する返礼品の数の制限を行う場合がある旨定めていますが、具体的な実施内容については、次のとおりとします。

趣旨

横浜市「ふるさと納税」返礼品への「市内産品」の追加については、新型コロナウイルスの流行拡大に伴う外出自粛や需要減により、市内事業者が厳しい状況におかれていることを踏まえ、ふるさと納税の制度を市内事業者支援につなげていくことを趣旨として実施しています。このため、募集条件を満たす品の提案事業者については、できる限り返礼品取扱事業者とさせていただくことを基本として事業を進めています。

ふるさと納税の制度を市内事業者支援につなげていく仕組みについては、返礼品として採用されることで、横浜市ホームページや、ふるさと納税ポータルサイトの「ふるさとチョイス」に掲載されることになり、全国規模でのPRが可能になることに加え、返礼品発送時には、商品パンフレット等を同封できるようにしているため、これらをきっかけとして、自社商品のPRを行い、販路の拡大(需要の拡大)につなげていくという一連の流れをもって、支援していくというものです。

この趣旨に基づいて、広く取扱事業者を採用させていただくことを優先し、1事業者の登録品数については、一定の制限をさせていただきます。

なお、複数の関係事業者をとりまとめて提案を行う場合は、登録品数の制限については、個別協議で決定します。

上記の他に、横浜市「ふるさと納税」返礼品に採用されることで、自社販売サイトや民間の販売サイトで、横浜市「ふるさと納税」取扱事業者（品）であることを表示してPRすることも可能。これらをきっかけとして、主たる販売チャンネル（自社サイトや民間の販売サイト）で、他商品についても需要拡大につなげることができる。

具体的な制限の内容

事業者からの提案が6品以上であった場合、
1事業者あたりの登録品目数は、合計5品以内とします。
その際、品の種類に偏りのないよう事業者は考慮することとします。

※ 既採用品数も含めて計5品以内を登録する。
評価委員会で公募基準を満たすと判断した品については、5品の範囲内で変更が可能。(募集要項 7 返礼品の変更又は廃止)

※ 募集条件を満たした提案であることが前提条件。

第3回（8月31日）返礼品追加における対応

第2回（今回）と同様の判断基準とします。